

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
1	民間一時滞在施設における災害時損害補償契約制度の創設	民間事業者が提供する一時滞在施設が、地震等自然災害発生時、工作物の設置又は保存の瑕疵がなく他人に損害を生じたときは、土地の工作物の占有者及び所有者ではなく国が責任を負う制度を創設すべきである。	災害時の帰宅困難者の一時滞在施設として、民間事業者は区との協力協定の締結等により施設を提供している。しかし、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が負傷した場合に賠償請求されるのではないかといった懸念から、民間事業者の施設提供は大幅には進んでいない。民間の一時滞在施設において、施設管理者が善管注意義務を果たしていることを前提に、所有者が損害賠償責任を負わない制度を創設することで、民間事業者の施設提供を促進することができる。	民法第717条
2	複数棟に渡る大規模建築物における、防災センター設置基準の緩和	複数棟に渡る大型建築物の開発にあたっては、他棟を含め一元管理する防災センターの設置を認めるべきである。	消防法で延床面積50,000㎡以上等（東京都条例では延床面積10,000㎡以上等の大規模建築物）の場合、各棟に防災センターを設置するよう義務付けられており、防災センターの複数設置、防災センター要員の複数配置による人件費増など、コスト増を再開発の権利者の月額管理費に上乗せすることになり、過度な負担が生じている。複数棟に分かれる再開発等において集中防災センターを認めることで、棟ごとに管理費の過度な増加を避ける延床面積の調整をする必要がなくなり、容積率の全消化が可能となることで、保留床が増え、従前権利者の返還床（権利床）の増加に寄与し、再開発のより一層の推進につながる。	消防法施行規則12条
3	消防設備用の非常電源としての外部給電に関わる規制緩和	床面積1,000㎡を超える劇場、飲食店、百貨店、病院等については「非常電源」としての外部からの給電が認められていないが、外部からの安定的な電源供給が可能な場合は、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「非常電源」を設置したとみなすべきである。	近年の耐震技術の向上等により、震度7クラスの地震でも倒壊しない堅牢なビルと堅牢な洞道へ設置した電源装置・配線等からの電源供給については、敷地内に自家発電機等を設置するのと同等かそれ以上の電力安定確保が可能になるケースが大多数に上ると思われることから、これら外部からの安定的な電源供給が可能なケースにおいては、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「非常電源」を設置したと認められるべきである。日本内燃力発電設備協会などによる過去の調査結果によれば、災害時にメンテナンス不良による自家発電機の停止は多発している。定期的にメンテナンスを実施する電源装置からの外部電源供給のほうが、むしろ自家発電よりも安定的な「非常電源」の確保が確保が可能になると考えられる。外部給電が非常用電源として認められれば、不特定多数の利用が想定される施設や、病院などの重要施設に対し、より安定した非常用電源供給を実施することで、災害時の被害抑制が可能となる。また、拠点間での設備共用化により、各社、各拠点による多重投資の抑制につながり、経済的な設備構築が可能となる。	消防法第17条
4	防災設備用の予備電源としての外部給電に関わる規制緩和	店舗、劇場、学校、病院、共同住宅等の建築物について、外部からの安定的な電源供給が可能な場合は、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「予備電源」を設置したとみなすべきである。	近年の耐震技術の向上等により、震度7クラスの地震でも倒壊しない堅牢なビルと堅牢な洞道へ設置した電源装置・配線等からの電源供給については、敷地内に自家発電機等を設置するのと同等かそれ以上の電力安定確保が可能になるケースが大多数に上ると思われることから、これら外部からの安定的な電源供給が可能なケースにおいては、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「予備電源」を設置したと認めていただきたい。日本内燃力発電設備協会などによる過去の調査結果によれば、災害時にメンテナンス不良による自家発電機の停止は多発している。定期的にメンテナンスを実施する電源装置からの外部電源供給のほうが、むしろ自家発電よりも安定的な「非常電源」の確保が確保が可能になると考えられる。火災発生時等の停電時に即座により安定した予備電源供給を実施することで、非難ルートの確実な確保に寄与し、被害抑制が可能となる。また、拠点間での設備共用化により、各社、各拠点による多重投資の抑制につながり、経済的な設備構築ができる。	建築基準法施行令第126条